

## 令和4年度 神奈川県立歴史博物館における公的研究費不正防止計画

神奈川県立歴史博物館（以下「当館」。）における科学研究費をはじめとする競争的研究資金（以下「公的研究費」。）について、公的研究費の不正使用を発生させる要因を明確化し、適正な使用の徹底を推進する組織体系を整えるため、以下の通り不正防止計画を策定し実行する。

年度末に総括として具体的取組実施の有無を点検し、次年度の具体的取組内容を検討する。

### 1 機関内責任体系の明確化

不正行為の要因に対する取組の方向	令和4年度の具体的取組内容	総括
責任体系の明確化と周知	公的研究費の運営・管理に関わる当館の最高管理責任者を館長に定める。また、その他責任者及び不正防止のための体制を「神奈川県立歴史博物館における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（以下「不正行為防止規程」。）第2章に基づいて定める。	
	不正防止のための体制について「競争的研究費等の適正管理における責任体系図」として明確に示し館内外に公表する。	
	監事は、機関全体の観点から不正防止に関する内部統制の状況を確認し、部課長会議において提言を行う。	

### 2 適切な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正行為の要因に対する取組の方向	令和4年度の具体的取組内容	総括
コンプライアンス推進の責任意識向上・環境整備	コンプライアンス推進責任者である当館各部局責任者は、公的研究費の運営・管理に携わる全ての職員（以下「構成員」。）に対して、コンプライアンス教育を実施し浸透を図る。また、不正防止に関わる規程及び使用ルール等を遵守すること並びに万が一不正を行った場合には懲戒処分等が科されることを強く認識させるために、全ての構成員に誓約書の提出を求める。	
	全ての構成員が遵守すべき事項を「神奈川県立歴史博物館における公的研究費の使用に関する行動規範」に明示し、責任意識の向上を目指す。	
ルールの明確化・統一化	「公的研究費の事務執行及び管理・監査に関する規程」（以下「事務規程」。）第4条第2項に基づいて「公的研究費使用マニュアル」を策定し具体的な使用ルールを明確に定め、周知徹底を図る。	
	研究協力者、研究補助員等当該研究活動に携わるすべての者に対してもルールを周知するよう努める。	
職務権限の明確化	「事務規程」第2条第2項に基づき役割を定め、職務権限を明確にしたうえで公的研究費執行事務に当たる。	
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規定の整備及び運用の透明化	「不正行為防止規程」第3章第7条に基づき、情報資料課長が館内外からの告発等を受付ける。	
	「不正行為防止規程」第3章第8条第4項に基づき、情報資料課長は不正に係る情報を迅速かつ確実に館長に報告する。	
	告発の取り扱いから措置・処分に至るまで、「不正行為防止規程」第4～7章によって調査の体制・手続き等を明確に示す。	

### 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正行為の要因に対する取組の方向	令和4年度の具体的取組内容	総括
不正防止に関する啓蒙活動の実施	当館研究活動推進会議を防止計画推進部署に定め、研究活動推進会議は具体的な対策の策定・実施に当たる。	
	研究活動推進会議は統括管理責任者である副館長とともに、コンプライアンス推進責任者に対して不正防止についての啓蒙活動の積極的な実施を求める。	
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	研究活動推進会議は、内部監査員と連携し、不正を発生させる要因の検討を行う。	
	不正を発生させる要因を把握した上で不正防止計画を策定し、隨時見直しを行う。	
	各部局と全ての構成員は、研究活動推進会議と連携して不正防止計画を実施する。	

### 4 研究費の適正な運営・管理活動

不正行為の要因に対する取組の方向	令和4年度の具体的取組内容	総括
研究費の適切な執行のためのチェック体制構築	「事務規程」第5条に基づき、管理課は研究者から提出された執行計画書によって予算執行状況を把握する。出張については科研費出張申請簿もしくは県外出張伺いによって出張計画の進捗を把握する。	
	発注・検収業務は管理課（内部監査員を除く。）が実施する。	
	「公的研究費使用マニュアル」に基づき適正な物品の発注、業者との癒着等不正のない適切な予算執行を行う。	
	執行に関する書類等は「神奈川県行政文書管理規則」に基づき一定期間保存する。	

### 5 情報発信・共有化の推進

不正行為の要因に対する取組の方向	令和4年度の具体的取組内容	総括
公的研究費使用ルール等の共有・情報発信	「事務規程」第6条第1項によって、公的研究費使用に関するルール等の相談窓口を管理課に設置する。	
	「事務規程」第6条第2項によって、不正防止への取り組みに関する規程等を外部に公表する。	

### 6 モニタリングの在り方

不正行為の要因に対する取組の方向	令和4年度の具体的取組内容	総括
モニタリング、監査制度の整備・実施	「事務規程」第7条によって、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し実行する。	
	内部監査員は会計書類の形式的要件が具備されているか等財務情報に対するチェックを行い、リスクを把握して、実施状況及び結果を報告する。	
	監事、内部監査の結果等は、コンプライアンス教育に活用し周知することで不正行為発生のリスク軽減に努める。	